

## 1 児童相談所における児童虐待相談対応件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全国	(一) (20.5%) 73,802	(16.1%) 88,931	(18.7%) 103,286	(9.1%) 122,575	(19.5%) 133,778	(21.2%) 159,838	(5.8%) 193,780	(1.3%) 205,044	(5.5%) 207,660	(5.0%) 214,843	(5.0%) 225,509	(-0.8%) 223,691
富山県※	(一) (10.0%) 281	(15.9%) 309	(75.7%) 358	(26.2%) 629	(6.8%) 794	(29.4%) 848	(-5.7%) 1,097	(-13.6%) 1,035	(-3.4%) 894	(22.0%) 864	(22.0%) 1,054	(-12.4%) 923

( ) 内は対前年度増減率

※・令和3年度分までの相談対応件数は、児童相談所が相談や通告を受け指導等の対応を行った件数で、結果的に虐待と認められなかったものを含む

・令和4年度分からの相談対応件数は、児童相談所が相談や通告を受け児童の安全確認や児童に関する調査等を実施した結果、虐待の行為が認められたもの（結果的に虐待と認められなかったものを除く）

## 2 虐待相談の経路

### ＜経路別件数の傾向について＞

児童虐待の事件報道、児童相談所虐待対応ダイヤル（全国共通）の3桁化(189)の広報等により、県民の児童虐待に対する関心が高いことや、関係機関との連携強化により、児童相談所における相談対応件数は依然として高い水準にある。

経路別では、警察からの相談対応件数が最も多く 510 件 (55. 3%) となっている。

相談 経路 年度	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	関 係 機 関							計		
					市町 村窓 口等	児童 委員	保健 所	医療 機関	児童 福祉 施設	警察	学校 等	その 他 ※		
R3	68	12	120	6	97	2	0	7	16	412	43	111	688	894
R4	71	5	50	14	57	5	0	18	10	459	44	131	724	864
R5	91	8	64	9	98	0	2	20	11	538	40	173	882	1,054
R6	58	4	37	10	82	1	0	11	4	510	43	163	814	923

※虐待が疑われる児童のきょうだいは、虐待が疑われる児童本人と同様の経路に計上していたが、当該機関からの直接の通告には含まれないことを踏まえ、令和元年度からは「その他」として計上

### （参考）市町村における児童虐待相談対応件数

- ・平成 28 年の児童福祉法改正により、児童に身近な自治体としての市町村の役割・責務が明確化されたほか、市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門職員の配置や研修受講が義務付けられるなど、市町村の支援体制の充実が図られている。
- ・県では、市町村のケース検討会議等に児童相談所職員が参加するなど、関係機関と児童相談所が情報共有して連携している。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全国の市町村	93, 458	100, 147	106, 615	126, 246	148, 406	155, 598	162, 884	162, 605	165, 108	165, 468
県内の市町村	309	414	502	439	459	463	459	466	485	536

※ 児童相談所と市町村の両方で相談対応しているケースが一部ある

### 3 虐待相談の相談種別

相談種別 年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢 ・拒否	計
R3	162	6	544	183	894
R4	202	9	519	134	864
R5	174	12	715	153	1,054
R6	187	7	609	120	923

「心理的虐待」が最も多く 609 件（構成比 66.0%）、次いで「身体的虐待」が 187 件（同 20.3%）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が 120 件（同 13.0%）となっている。

### 4 虐待相談の主な虐待者

虐待者 年度	父 計			母 計			その他	計
	実父	実父以外 の父親	父 計	実母	実母以外 の母親	母 計		
R3	348	47	395	490	3	493	6	894
R4	359	39	398	441	5	446	20	864
R5	444	59	503	535	4	539	12	1,054
R6	403	45	448	461	7	468	7	923

「実母」が最も多く 461 件、次いで「実父」が 403 件となっている。

### 5 児童相談所の対応状況

対 応	R3	R4	R5	R6	備考
措置	①施設入所等	16	20	28	30
	②児童福祉司指導	11	20	21	33
	③訓戒・誓約	16	15	7	3
措置以外	④助言指導	670	699	886	778
	⑤継続指導	52	72	76	46
	⑥他機関あっせん	24	22	30	29
	⑦その他	105	16	6	4
	計	894	864	1,054	923

### 6 被措置児童等虐待の状況

令和 6 年度 被措置児童等虐待があったと認められた事案はありません。

※児童福祉法第 33 条の 16 第 2 項により、都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に都道府県が講じた措置、内閣府令で定める事項等を公表するものと規定されています。

## 7 令和7年度の児童虐待防止対策について

児童虐待対応は、早期に発見し、市町村や警察などの関係機関と速やかに連携して対応することが重要である。このため、令和4年度に策定した「富山県児童相談所等機能強化基本計画」や令和6年度に改定した「富山県社会的養育推進計画」を踏まえ、今後も関係機関の連携強化に努め、児童虐待の予防から未然防止、早期発見・早期対応、児童の自立支援に至るまで切れ目のない児童虐待防止対策を実施してまいります。

### （1）虐待の発生予防

#### ①乳児家庭全戸訪問事業（市町村事業）

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、保護者的心身の状況等を把握

#### ②養育支援訪問事業（市町村事業）

育児に関する支援が必要な家庭に対し、保健師等による具体的な指導助言等を実施

#### ③こども家庭センターによる包括的な支援体制の構築（市町村事業）

母子保健・児童福祉の一体的な運営を通じて、両機能の連携・協働を深め、予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目ない支援を提供

### （2）虐待の未然防止、早期発見、早期対応

#### ①市町村における相談・支援体制の充実

〔市町村〕 要保護児童対策地域協議会を構成する教育委員会、警察署、民生・児童委員などの関係機関との連携による早期発見・早期対応

〔県〕 市町村の要保護児童対策地域協議会への参加、市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関（協議会の事務総括等）に配置される専門職員の任用後研修の実施、市町村職員の相談対応力向上研修の実施

※要保護児童対策地域協議会

…要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う

#### ②児童相談所における相談・支援体制の整備

- ・24時間365日相談体制の確保や児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）
- ・職員の専門性向上研修の実施
- ・児童相談所の法的対応の強化
- ・児相と県警との児童虐待に係る情報共有システムの構築

#### ③富山県こども総合サポートプラザの開設

富山駅前CiC5階に県のこどもに関する4つの相談機関を集約し、こどもや家庭からの相談にワンストップで対応（令和7年4月開設）

#### ④関係機関との連携強化

医療機関向け児童虐待防止研修会の実施

### （3）要保護児童の自立支援

#### ①親子関係の再構築の支援

児童相談所や市町村、施設など関係機関が連携し、保護者・児童等への訪問・相談支援を通じて親子関係の修復や家庭復帰の取組みを促進

#### ②里親委託の推進

社会的養護を必要とする児童が家庭における養育環境と同様の環境のもとで生活できるよう、里親制度の普及啓発等を実施